

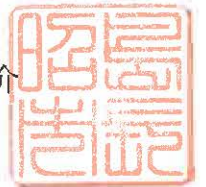
昭島都市計画中神土地区画整理第二工区審議会委員選挙人名簿の確定及び選挙すべき委員の数について

令和8年10月11日に執行する昭島都市計画中神土地区画整理第二工区審議会委員の選挙人名簿を縦覧した結果、縦覧に供した選挙人名簿に異議の申出がなかったので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第1項の規定に基づき、公告する。

また、この選挙において選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたので、同条第4項の規定に基づき、公告する。

令和8年9月15日

昭島市長 臼井伸介



記

- 1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 7人
- 2 宅地の借地権を有する者が選挙すべき委員の数 1人